



2020年8月17日

会員各位

一般社団法人日本医療薬学会
地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会

2020年度 地域薬学ケア専門薬剤師 研修施設調整依頼 申請受付のお知らせ

今般、2020年度の地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）の研修調整依頼申請を、下記のとおり受付いたします。地域薬学ケア専門薬剤師の認定資格の1つに、地域薬学ケア専門薬剤師研修施設において5年以上の研修歴を有することという要件がありますが、当該研修を履修するためには、本学会が認定する各認定制度の指導薬剤師が在籍している地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）との連携研修が必須事項となります。

本申請では、基幹研修施設で研修するための研修希望者と基幹施設間の調整（マッチング）を行います。なお、当該調整については、日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会のご支援を賜り、各都道府県薬剤師会に設置される地域薬学ケア専門薬剤師研修調整委員会等において、都道府県単位で調整を行います。

本申請の対象となる方は、以下の2つの要件を満たしていることが必須事項となります。

- 1) 地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）あるいは地域薬学ケア専門薬剤師（がん）（暫定）認定の資格要件を備えており、今年度、これらの専門薬剤師（暫定）の申請ができる
- 2) 申請者の所属施設が、今年度の地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）に申請できる

これらの2つの要件を満たしていることが必須事項となります。2つの要件を満たす方を対象に、下記の要領により基幹施設とのマッチングを行うための研修調整依頼申請を受付けます。

なお、本申請をご検討される方は、地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程（以下、規程）及び同規程細則（以下、細則）を十分にご確認の上、お手続きください。

記

〔1〕申請資格

1. 研修施設（基幹施設）への調整依頼申請を行うための資格要件
研修希望者と所属施設の各々の要件を満たしていること。
（規程第4条・6条、細則第1条・7条・13条）

表1. 研修施設（基幹施設）への調整依頼申請を行うための資格要件

研修希望者の要件	地域薬学ケア専門薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定を申請する。 ・暫定認定の申請要件（以下）を満たしている（又は見込みがある） —医療薬学会の会員である —日本薬剤師研修センター「研修認定薬剤師」、日本病院薬剤師会「日病薬病院薬学認定薬剤師」、日本薬剤師会・生涯学習支援システム【JPALS】クリニカルラダーレベル5以上（JPALS認定薬剤師）、その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師のいずれかを有している。 —薬剤師としての実務経験が5年以上、うち薬局での実務経験が1年以上あり、現在薬局に勤務している。 —学会発表（筆頭）が1回以上、もしくは論文（筆頭）が1報以上ある。 —クレジットを20単位取得している。 —医療薬学会の年会に1回以上参加している。 —薬物療法集中講義に1回以上参加している。
	地域薬学ケア専門薬剤師（がん）	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え、がん専門薬剤師集中講座を受講している。 ・上記の学会発表または論文は、がん領域のものであること。
所属施設の要件	地域薬学ケア専門薬剤師連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）の認定を申請する。 ・医療薬学会の各専門薬剤師制度の指導薬剤師または専門薬剤師1名以上の常勤勤務など、規程第6条の3の要件をすべて満たしていること※1

※1 現時点で「規程6条3の(1)」(連携研修施設の人的資格等)の要件を満たしていない場合でも、本申請者が2020年度の地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定と地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)の両者を申請することは差し支えございません。

2. 2020年度 地域薬学ケア専門薬剤師制度における新規認定申請等の取扱い(緩和措置)
本年度においては、以下の緩和措置を講じます。

表2. 2020年度 地域薬学ケア専門薬剤師制度における新規認定申請等の取扱い(緩和措置)

研修希望者の要件	地域薬学ケア専門薬剤師	申請時には、以下のものは必ずしも必須要件とせず、認定作業を行う。 ・20単位及び学会発表あるいは論文報告 単位が不足する場合、及び学会発表あるいは論文報告が不足する場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。 ・薬物療法集中講義の単位 単位がない場合は、認定開始日1年以内に受講票を提出すること。
	地域薬学ケア専門薬剤師(がん)	申請時には、以下のものは必ずしも必須要件とせず、認定作業を行う。 ・20単位及び学会発表あるいは論文報告 単位が不足する場合、及び学会発表あるいは論文報告が不足する場合は、認定開始日1年以内に不足分を提出すること。 ・薬物療法集中講義の単位 単位がない場合は、認定開始日1年以内に受講票を提出すること。 ・がん専門薬剤師集中講座の単位 単位がない場合は、認定開始日1年以内に受講票を提出すること。

(参考) 履修単位(クレジット)等に関する2020年度の緩和措置

〔2〕申請に必要な情報等

1. 本申請に必要な情報について

以下2点(A・B)のデータファイルの提出が必要です。

【A】「地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼書」(Excelファイル)

下記よりファイルをダウンロードし、必要項目を記入してください。

<ダウンロード> [【地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼書】](#)

【B】研修申込料の振込明細書のデータファイル(PDF、JPEG等)

※ネットバンキング等、振込明細書が発行されない場合は、振込の事実が確認できるものの画像(写真)をもって代用可とします。(画面キャプチャー等)

2. 申請書の整備について

(1)「地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼書」の記入について、研修希望施設の利用にあたっては、以下事項にご留意ください。

- ・原則、勤務先の薬局と同一県内の施設のみ対象となります。
- ・「2020年度地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(基幹施設)一覧」より、「2021年度研修受け入れ」に○印のある施設から選択してください。なお、「地域薬学ケア専門薬剤師(がん)」の研修施設は、「がん専門薬剤師研修施設」の認定を受けている施設に限ります。必ず該当の欄を確認いただくようご注意ください。

(2)上記(1)の各ファイル名称は、以下の表3のとおりに整備してください。

表3. 申請用データファイルの整備方法

【A】	ファイル名の末尾に申請者の氏名を付してください (例:「(地域・様式2)基幹施設調整依頼書_薬学三郎.xlsx」)
【B】	申請者の氏名としてください(例:「薬学三郎.pdf」、「薬学三郎.jpg」)

3. 研修申込料振込先について

研修申込料(3,300円・税込)は、下記の口座にお振込みください。

自己都合による申請の取り下げなどの際には、返金対応をいたしませんのでご注意ください。

- ・振込先 : みずほ銀行 渋谷中央支店 (店番号: 162)
- ・口座種別: 普通
- ・口座番号: 1513436
- ・加入者名: 一般社団法人日本医療薬学会

シャ) ニホンイリヨウヤクガクカイ

・振込人の名義： 会員番号 申請者の氏名 (氏名の前に会員番号を付記してください) ※ 2

※ 2 ネットバンキングやATMから振込まれる場合は、氏名の前に会員番号を付してください。

〔3〕 各データファイルの提出方法

所定の期限内に、以下のとおりメール添付にて提出してください。

書面（印刷物）の提出・郵送は不要です。

表 4. 申請用データファイルの提出方法

宛先メールアドレス (必ず左記の2件を含めてください)	1. 日本医療薬学会 (pha@jshpcs.jp) 2. 勤務先ならびに希望施設が所在する都道府県の薬剤師会 (基幹施設調整依頼書ファイルの「申請連絡先一覧」シートにて確認)
メール件名	【基幹施設調整依頼書】申請者の氏名
添付ファイル	(1) 「地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼書」 (Excelファイル) (2) 研修申込料の振込明細書 (または振込の事実がわかるもの) の画像データ (PDF や JPEG ファイル等) ◆いずれもファイル名を整備したもの

〔4〕 受付期限 【厳守】

調整申込料振込期限：~~2020年9月2日(水)~~ ※当日付まで

申請受付期限：~~2020年9月7日(月)~~

【8月24日(月) 更新情報：受付期限延長のお知らせ】

都道府県薬剤師会によって、研修調整委員会の体制整備などに差が生じている状況です。

そのため、当初の受付期限を次のとおり延長いたします。

ただし、都道府県ごとに対応が異なる可能性がありますので、詳しくは、申請者が勤務する薬局と同一県内にある都道府県薬剤師会へお問い合わせください。

<延長後の受付期限> 【期限厳守】

調整申込料振込期限：2020年9月17日(木)

申請受付期限：2020年9月23日(水)

〔5〕 調整結果

調整結果は、都道府県薬剤師会より申請担当者宛にEメール（ならびに添付書面）により通知されます。通知時期は9月下旬～10月上旬を予定しております。

なお、調整の結果、やむをえず受入先の研修施設が決定しない場合もございますので、予めご了承ください。

〔6〕 お問い合わせ先

お問い合わせは、E-mail (pha@jshpcs.jp) のみで承ります。

お電話での問い合わせは、ご遠慮ください。

【参考情報】

申請にあたっては、以下もあわせてご参照ください。

- ・ [地域薬学ケア専門薬剤師 申請から研修までの流れ](#)
- ・ [研修施設調整依頼に係る申請手順](#)
- ・ [地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程](#)
- ・ [地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程細則](#)